

医療福祉機器開発等支援「NRW州・タイ王国連携型」補助金 募集要領

1 目的

本事業は、福島県が医療関連産業分野において連携強化の覚書を締結している、ドイツ・ノルトライン=ヴェストファーレン（NRW）州又はタイ王国の企業等と、福島県内に本社若しくは製造工場を有する企業等が共同研究・開発を行うことで、両地域の医療関連産業の振興及び企業技術の高度化を図ることを目的とします。

2 申請枠及び申請要件

共同研究開発枠

NRW州又はタイ王国企業等と共同で同一テーマによる医療機器・福祉機器・医療福祉機器構成部品の研究開発を行うもの。この成果に基づき、両者が補助期間後も連携して事業を継続することを必要とします。

申請の際に必要な要件、留意点等は以下のとおりです。

- (1) 福島県内に本社もしくは製造拠点を有する企業等で、医療機器、福祉機器や、その構成部品いずれかの製造及び納入歴があること。
 - ※ 医薬品医療機器等法による医療機器製造業登録等の許認可取得等の有無は不問。
- (2) 共同研究開発先となるNRW州又はタイ王国企業等と、既に連携連絡を取れる体制が構築されていること（これから新たに連携先を探索する場合は要件を満たさない）。
 - ※ 申請時に「様式第1別紙（事業計画書）」と併せて「連携計画書」の提出を要します。
「連携計画書」には連携先企業によるサイン（電子署名可）が必要です。申請企業による和訳を併せて添付してください。
- (3) 連携先企業等と同じ場所で研究開発を実施する必要はありません。
 - ※ 本県企業等とNRW州企業等又はタイ王国企業等のそれぞれの企業敷地内で同じテーマのもと、研究開発を行うことも可能です。

※今年度「市場調査枠」の募集は、年度後半に開始予定です。

3 補助対象経費

以下の表に掲げる経費を補助対象とします。

なお、令和4年2月28日までに支出が完了する、当事業を実施するために真に必要な経費のみを補助対象とします。

○共同研究開発枠

経費区分	内 容
1 謝金	外部の専門知識の提供等を得たものに対する謝礼 なお、諸謝金の単価は、企業の規定によるが、業務の内容に応じた常識的な範囲とし、それに基づき支出するものとする。源泉徴収は補助事業者にて実施し、その額は本補助事業の補助対象とはならない。
2 旅費	外部の専門知識の提供等を受ける講師等の旅費実費及び補助事業者や連携先企業の出張旅費（出張等の承認、出張依頼の書面及び出張報告書を作成すること） なお、旅費の支出に関しては、企業の規定によるが、航空機についてはエコノミークラスのみ、新幹線については普通車両のみを対象とすること。
3 事務経費	補助事業を行うために必要な直接必要な資料作成代、コピー代、通信・運搬経費（通信運搬費、印刷製本費、使用料及び賃借料）
4 消耗品費	補助事業を実施するために直接必要な消耗品費 なお、単年度で消耗してしまうものもしくは税込10万円以下のものをいう。
5 原材料費	補助事業を実施するために直接必要な原材料費
6 機械装置費	補助事業を実施するために直接必要な機械装置の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
7 工具器具費	補助事業を実施するうえで直接必要な機械装置を製作するために必要な工具器具備品（木型、金型を含み、耐用年数1年以内のものを除く。）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
8 外注加工費	外注加工に要する経費
9 直接人件費	補助事業に直接従事する者（福島県内に居住する者であること）の直接作業時間に対する人件費
10 委託費	補助事業を実施するに当たり、委託業務が発生する場合の経費。 なお、委託を行う際には委託契約書を作成し、知的財産権等の秘密の保持等について規定すること。
11 その他	その他知事が認めるもの

<注意事項>

次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とはならない。

- (1) 転用が可能と認められる機械装置等
- (2) 各種国税、地方税などの税金、手数料
- (3) 対象となる開発プロジェクトの終了後、当該開発プロジェクトに係る事業化以外に容易に他への転用が可能と認められる構築物等
- (4) 使用実績の把握が困難な材料等
- (5) 補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が難しい経費
- (6) 他の取引と相殺して支払が行われている経費

4 補助金額

1社当たりの補助金額等は以下のとおりとします。

申請枠	補助額（上限）	補助率	件数
共同研究開発枠	2,800千円の範囲内で 知事が定める額	定額	3件程度

※ 審査を踏まえ、交付決定額が交付申請額よりも低い額となる可能性があります。
減額分は自社負担となることを予め御承知の上、申請してください。

5 申請準備から補助金交付までの流れ

(1) 補助金交付申請

補助金を申請する場合は、交付申請書及び以下の書類を提出してください。

<提出書類>

- ① 交付申請書（様式第1号）※代表者印の押印は不要です。
 - ② 事業計画書（様式第1号別紙）
 - ③ 連携計画書（「共同開発枠」応募者）※和訳添付必須
 - ④ 連携事業内容の説明資料
 - ⑤ 法人登記事項証明書（発行後3カ月以内のもの。写し可。）
 - ⑥ 法人等の事業内容のわかるもの（会社パンフレット等）
 - ⑦ 直近2期分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）、もしくは確定申告書
- なお、申請に係る様式は以下のホームページよりダウンロードしてください。

次世代医療産業集積プロジェクトホームページ

URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/w4/iryoku-pj/index.php>

(2) 交付決定

審査会は令和3年5月中旬を予定しています。募集締切後、審査会の日程、会場を通知しますので必ず出席してください。審査会により、事業計画をはじめとした交付申請が要件を満たし、補助金の交付が適当であると認められるとき、知事は交付決定を行い、その旨を通知します。なお、交付決定に際しては必要な条件を付与する場合があります。

なお、要件を満たさないと判断した場合、採択不可の旨の通知をいたします。

(3) 補助金交付

要件を満たした者に対し、補助金の交付を行います。なお補助金の支出は原則精算払となります（必要と認められる場合は概算払も可）。

6 補助事業の遂行

補助事業者には、交付決定を受けた内容に基づき、補助事業を行っていただきます。特に、連携するNRW州又はタイ王国企業等の事業進捗や、当補助金に係る経費執行状況に責任を持って監理してください。

7 事業活動の報告

補助事業者は、交付日の属する年度については「事業完了報告書（様式第6号）」及び「事業実績報告書（様式第7号）」を令和4年2月28日までに提出してください。なお、補助事業者は委託費や外注費等全ての必要経費の執行状況を証憑で報告する必要があります（委託契約等でNRW州企業等又はタイ王国企業等が執行した経費の監理も含む。）。

また追跡調査として、事業終了後5年間は、その後の事業化の進捗状況や特許等の出願・実施許諾等の状況などについて、当該各年度の末日から3カ月以内に、「事業化状況報告書（第12号様式）」により報告することが必要となります。

8 補助金交付決定の取消

補助事業者は、交付日の属する年度及び事業終了後5年間、次に掲げる事項に該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消される場合があります。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 各種法令に違反したとき
- (3) 「7 事業活動の報告」にある報告を行わなかったとき

9 補助金の返還

補助事業者が交付決定を取り消された場合、補助金を福島県へ返還することとなります。その際は福島県の指示に従ってください。

10 交付申請受付

(1) 受付期間

令和3年4月8日(木)から令和4年5月7日(金)までの随時

(2) 申請方法

交付申請書等必要な書類を準備し、郵送または持参ください。

ア 封筒に「NRW州・タイ王国連携型補助金 申請書在中」と朱書してください。

イ 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで受け付けます。

【提出先】

福島県商工労働部医療関連産業集積推進室(NRW州・タイ王国連携型補助金担当)
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 西庁舎12階